

県 非常勤行政委員報酬問題

「月額制」 異常な厚遇を招く不合理な制度

「月額制」にすべきと申入れ

私達は、県知事に対し、3月8日、非常勤行政委員の報酬について、8委員会の5年間（05～09年度）の稼働実態の分析結果に基づき、現行の月額制が異常な厚遇を招く不合理な制度であるとして、稼働実績を正確に反映し大幅な節約を可能にする日額制にすべきであるとする申し入れを行いました。

非常勤の報酬制を日額制が存するにもかかわらず存在するとして、この制にすべきであるとするず、一切減額せず満額支給するのとは異常な厚遇と申し入れは、8委員会 給するのは異常な厚遇としました。

（海区漁業調整、選挙管理、監査、教育、収用、労働、人事、内水面漁場管理）の非常勤委員の稼働実態を分析した結果、

指摘。

また、日額が5万円以上、月額制支出額の約66%（約5034万円）

一方、日額制は、月額制の不合理を解消する上、大幅な節約になりました。

節約は、独自の試算

現行月額制は異常な厚遇を招く不合理な制度であるとして、要請。

5年のうち1年間稼働も稼働のない月が存する結果になっているとして、5年間の稼働が一切ない委員や、欠勤率100%、額支給するのは合理性を欠くと指摘。

このまま見直さず放置することは行財政改革に背を向ける行為であるとして見直しを求めました。

58・33%の高欠勤率

5年のうち1年間稼働も稼働のない月が存する結果になっているとして、5年間の稼働が一切ない委員や、欠勤率100%、額支給するのは合理性を欠くと指摘。

人事、内水面）の委員長や会長の方が低額になっているとしました。

83日の僅かな稼働の委員

日額、84万円、45万円、32万円となる委員

人事、内水面）の委員長や会長の方が低額になっているとしました。



欠勤し、稼働がなくても 稼働した委員と同一月額

これは、年1日です。井上 稼働ゼロは支給自体がとんでもないし、年1日の月額もとんでもない。

畑中 それも、一人や二人ではないのですよ。5年間に2委員会（海区、内水面）で6委員もありました。延べでは8名です。そのうち、内水面の上野絹子委員は05～07の3年間でそのうちです。

欠勤率50%以上 24委員

迫間 申入書では、欠勤率も問題にしていきますね。
阪谷 それは稼働ゼロや最少の委員と重複しないのですか。
畑中 欠勤率1位が100%で4名、2位が83・33%で1名、3位が66・67%で1名の計6名は重複

します。しかし、3位のもう1名が重複せず監査委員会の05年度の山下直也委員がそうで、その次は58・33%で収用委員会の07年度の木下義夫委員がそうでした。

井上 欠勤しても一切減額がないのですか。
迫間 ないでしょう。月額制ですから。

畑中 それに、先に述べた4位以下で欠勤率50%以上が16名もありました（内水面9名、海区7名）。

阪谷 欠勤しても出席しても一緒の月額ならば、不公平じゃないですか。

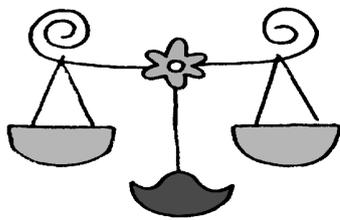
井上 まじめにやれなくならぬですね。欠席した者が減額されないのでは。

迫間 県は、会議に出るだけではない、日

頃からいろんな研究が必要とか言ってるようですよ。

阪谷 会議にもでないのに、何の職務や研究をしているというのですか。具体的なことも言わないで、井上 ですよね。で、だから何なの、サラリーマンでも休日に自己研鑽するための研究や準備はしていますよ。

迫間 ごもつともです。



1日の稼働時間

2・58時間

阪谷 稼働の少ない方を見てきましたが、多い方ではどの程度になりますか。

畑中 最多が、月8日でした。

井上 もつとも多い人でも僅かの8日ですか。

畑中 で、その委員の稼働を時間数でみました。

迫間 すべての開始や終了時刻が分かっているのですか。

畑中 いえ、終了時刻の分からないものもありました。それらについては、その人の不利にならないよう終了時刻を推測して

時間数を算出しました。

井上 で、どの程度に。畑中 1日の稼働時間が2・58時間でした。

井上 1日でも僅か2・58時間ですか。

迫間 それは少なすぎですよ。一般労働者は8時間労働ですからね。

委員の9割

稼働 月3日以下

阪谷 最少と最多が分かりましたが、大方の委員の稼働はどの程度ですか。

畑中 9割（364名中332名）の委員が月3日以下でした。井上 なんと、大概が3日以下ですか。少

第2弾 県行政委員報酬問題

1年間稼働ゼロや1日の委員にも満額支給

せませんか。

迫間 その方がわかりやすい、ですね。

井上 もっともひどいというか。稼働が1年間まったくくないのに月額で報酬を支給していることでした。

たしか、2名いました。

畑中 そうです。内水面漁場管理委員会の07年度の湯崎真梨子委員と09年度の川崎暢也委員の2名です。

迫間 それ以外にも、1年間ではなく年度途中の任期までの間の稼働ゼロもありました。

畑中 はい。3委員会（労働、海区、監査）の各1委員がそうでした。

阪谷 ゼロ以外で稼働日数最小が、月平均0・083日だった。畑中 そうでした。そ

に提出してきました。

迫間 訳でもあるのですか。申し入れに至ったことに？

全国知事会 行政改革プロジェクトチーム

「月額支給にすべき」と提言

畑中 ええ、井上さんと神野さんの3名で、3月8日に知事あて

井上 それに、都道府

県レベルでは、見直しが随分進んでいると。

畑中 ええ。あるマスコミの調査によれば、検討中も加えれば、8割を超す自治体が見直す、と報道しています。

阪谷 県は、月額制が一部違法であるとした大阪高裁の上告審である最高裁の判決をうけて判断するとマスコミの取材にコメントしていたのではないですか。

迫間 もう、最高裁の判決をうけて判断す

るような段階では、ないですよ。すぐにしないと。

畑中 そう思うでしょう。だからです。申し入れたのは。

井上 申し入れに際して、稼働実態の分析、随分深めていました。

阪谷 そうなのですか。畑中 はい。

迫間 前は、稼働月平均日数と、それに基づいて換算した日額や節約額を明らかにしましたが。

畑中 今回、節約額の算出は見直しました。適用すべき日額を根拠あるものにしたか

らです。それに、監査委員会から提供があった報酬合計額に誤りがあったとする補正依頼がありましたので、修正しました。

1年間稼働ゼロ

2名

1年間稼働1日

延べ8名

阪谷 前回と重複することがあっても、申入書をもとにこの座談会のテーブルに載

せませんか。



日額高額スリー

84万円
45万円
32万円

8割近くの日額 5万円以上

「役得」を与える報酬月額制

井上 だからですか。

厚遇にしているのは。

迫間 役得ですよ、役得を与えているのですよ、月額制は。

委員長や会長を

結果的に冷遇

阪谷 その他に日額の分析から分かったことありますか。

畑中 結果的に委員長や会長が冷遇されていることが分かりま

した。

井上 それはどうしてですか。

畑中 5委員会(選管、収用、教育、人事、内水面)が5年間、日額の最低が、委員長や会長になってい

たからです。

井上 それはおかしい。委員長や会長の方が

低額になるのは。

畑中 ですよね。責任

も重いし、だから、月額制においても、

一般の委員より高額にしています。

迫間 日額に換算しても委員長や会長の方

が高額であるのが自然じゃないですか。

畑中 そうです。高額

にならないのは、実際の稼働実績に基づ

かない報酬制度だからです。

迫間 日額にすれば、

その点は解消するの

でしょうか。

畑中 ええ、解消しま



消極的な稼働で

役得を満喫

阪谷 各委員会の日額の最低から、委員長

や会長が冷遇されて

いると分かりました

が、高額の方から何か

分かりませんか。

畑中 同じ委員が3年

も4年も所属する委員

会で最高額をキープ

している委員がありました。

員会で稼働がもっとも少ないということ、

ですね。

畑中 はい、そうです。

迫間 3年も4年も続いて

いることからすれば、特別の事情で、

稼働が少ないとは見

られませんか。

畑中 慢性化している

から、稼働に、消極

的とみなすことができます。

井上 役得をもっとも

満喫している、という

こと、ですね。

では、委員から退場を願うべきだとしま

した。

阪谷 で、その委員は

誰ですか。

畑中 3名指摘できま

す。一人は選挙管理

委員会で06から09年

度の4年間、最高額

をキープしていた宗

正彦委員です。

井上 次の一人は。

畑中 内水面漁場管理

委員会で05から07年

度の3年間、最高額

をキープしていた上

野絹子委員です。

全く稼働のない月

6ヶ月、9ヶ月ある委員会も月額制

ないですね。それで、月額で支給するとは、一体どういう感覚なのでしょうかが。

畑中 そうですね。た。委員会がありました。

阪谷 いかんなあ。県民の血税でそんな使い方をしては。

井上 えっ、9ヶ月も稼働のない月がある委員会も月額ですか。理解できない。

存在自体を見直すべき

阪谷 支給する県は、自分の金ではないから、公金だから、そんな使い方をしても、平気なのだと思いますよ。きつと。

9ヶ月稼働のない委員会

迫間 その他に特徴的

畑中 実態をまったく見ていないのじゃないか、うね、県は。

井上 そもそも、稼働

のない月が9ヶ月もある委員会が必要ですか。必要のないと違いますか。

迫間 委員会の存在自体を見直すべきですよ。

月7万円の報酬
年1日の稼働で
日額84万円

阪谷 稼働日数から見てきましたが、日額にして分析していませんよ。

畑中 はい。日額では最高が84万円、次いで45万円、その次が32万円でした。

迫間 その84万円は、海区漁業調整委員会の05年度の嶋田和紀委員でしたな。

畑中 そうです。月7万円の報酬で、稼働が年1日だったからです。

井上 45万円は。畑中 労働委員会の高木玉和委員でした。稼働なく報酬を受領した月15万円の3ヶ月分です。

迫間 じゃ、32万円は。

畑中 海区の06年度の嶋洋一会長でした。月8万円で会長を辞任するまでの4ヶ月分です。

井上 とても高額じゃないですか。そんなの許せませんよ

阪谷 異常も異常。働かなくてももらえる月額制だからですよ、その異常は。

8割近くの委員
日額5万円以上

迫間 日額をランク分けにしてみました。井上 それによって何が分かったのですか。

畑中 8割近くの委員が日額5万円以上だということ分かりました。

阪谷 日額5万円以上

が一人や二人ならともかく8割近くの委員がそうだということは、月額がとてモリツチだということですね。

畑中 ですね。申入書にも月額がリツチな収入源と指摘しました。

迫間 厚遇といえますよ。委員を厚遇している。

阪谷 元県議や元県職員が指定席になっっている委員会もあるようですが。



東日本大震災のお見舞い

未曾有の大惨事となつてしまいました。

被災の状況が伝わる度に被災の大きさに心を痛めております。

被災された皆様及びに、被災地の皆様さらには、被災地にある皆様とのご関係のある皆様方へお見舞い申し上げます。

少しでも早く復興に向かいますように心より念じております。

市民オンブズマンわかやま

代表 阪本 康文

同 松井 和夫

第15回定期総会のご案内

当会第15回定期総会を下記のとおり行いますので、是非、
ごぞってご参加下さい。

日時 4月26日(火) PM 6時～

場所 和歌山市勤労者総合センター TEL 073-433-1800



日額への見直し 役得利益の解消

井上 最後の一人は。畑中 収用委員会で07から09年度の3年間、最高額をキープしていた木下義夫委員です。

迫間 いずれにしても、役得を与える結果になる報酬制は改めるべきです。

役得を解消する

日額制

阪谷 日額にすれば、稼働実績に基づく報酬になるので、役得の利益はなくなるの

でしょう。

畑中 そうです。解消します。

県費の節約

阪谷 また、日額制にすれば、県費支出の節約になりますね。

節約客員

「これまでの無駄遣い客員

畑中 はい。

迫間 畑中さんは、座談会の冒頭に、節約額の算出方法を見直したと言っていました。

畑中 はい、日額の根拠を、これまでの実績に求めました。

井上 ということは。

畑中 収用委員会の森薫満会長の5年間の平均を根拠に算出しました。で、会長等を2万2000円とし、一般委員を、その9割の1万9800円としました。但し、現行月額がそれより低い委員会は現行月額を日額としました。

阪谷 実績が根拠です

から、十分に妥当性がありますね。

畑中 それも、5年間の平均ですからね。

65・8%の

大幅節約

阪谷 で、どれだけの節約になります。

畑中 額では、約5034万円、節約率約65・8%の節約になります。

迫間 大幅ですね。6割強といえば。

畑中 委員会毎にみれば、節約額のトップ

は労働委員会の約1

827万円、節約率のトップは、約86%の節約になる海区漁場調整委員会でした。

井上 節約に違いはないですが、役得を解消する制度に見直すだけでは、これまでもが無駄遣いをしてきたということでしょう。

畑中 そうです。

井上 とすれば、それは、県が、これまで無駄遣いしていた額ということと同じじゃないですか。

畑中 そのとおりです。

井上 結果的には同じかもしれませんが、

県が無駄遣いしていた額を明らかにしたというべきじゃないですか。

迫間 するどい指摘ですね。

畑中 分かりました。ここで、節約額はすなわち、これまでの年間の無駄遣い額だということを確認しておきましょう。

阪谷 日額制への見直しは、稼働実績に基づかない役得利益をなくせ、ということですね。

畑中 そうです。



当面の予定

3月15日 AM 11:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
3月23日 PM 6:00 ~
第6回全員会議
4月18日 PM 4:00 ~
編集会議
4月26日 PM 6:00 ~
第15回定期大会
5月16日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
5月25日 PM 6:00 ~
第1回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

1月25日に行われた裁判では、和解の協議が行われました。当日、当方の和解に対する基本的考え方を示しました。引き続き次回も和解の協議が行われます。次回は、3月15日午前11時からです。

次回会員会議のご案内

日 時 3月23日(水)午後6時 ~
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい